第 3343 号

(2-2)



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2007年)平成19年 8月 27日 月曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミュレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 少額減価償却資産の除却価額

②:当社には、即時償却や3年均等償却の 適用を受けていない取得価額が20万円未満の 減価償却資産があります。その一部を除却す る場合はどのようにすればいいのですか?

A:除却等をした資産の取得時期や取得価額が明らかでないために未償却残高が求められないときは、帳簿価額を1円として計算します。

【解説】

今年度の改正で、即時償却や3年均等償却の適用を受けていない取得価額20万円未満の減価償却資産の一部につき、除却等があった場合に、その除却等をした資産の取得時期や取得価額が明らかでないために未償却残高が求められないときは、その除却等による損益の計算の基礎となる帳簿価額は、原則として、1円として計算することとされました。

ただし、除却等をした資産と種類、構造又は用途及び細目を同じものを少量多量保有資産としてグルーピンクして計算をし、次の①の額が②の額を超える場合には、その超える部分の金額を損金に算入することもできるとしています。

- ① 除却等をした事業年度の直前事業年度末の 少額多量保有資産の帳簿価額から除却した 資産の数に1円を乗じた金額を控除する
- ② その事業年度中に取得した少額多量保有資産の取得価額の合計額÷その事業年度中に取得した少額多量保有資産の数量×直前事業年度末における少額多量保有資産のうち除却対象にならなかった数量







